

●香川県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成24年3月27日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

1 保安林の所在場所

東かがわ市小海字北谷1507、川股字上所160、字下所314、五名字東風原1362の1、1393の1、1393の4、字甫ヶ谷1424の1、1463の1、字蔵本1731、1732、1739、1743、字柳谷1788、白鳥字久詰3215、西山字山下12の7、東山字友国829の3、さぬき市大川町田面字本村408の5、411、412の1、字棚岩2753の1、2753の2、字碎石2787、2789、字北日ノ裡3352、大川町富田中字南柴谷589の1、589の2、649の2、650の7、652の1、652の2、652の5、653、681から684まで、字奥弥勒3519の3、大川町富田東字大条456の1、大川町南川字横井425、字馬地965の4、965の5、967の1、鴨部字六番2445の11、2445の12、字西山2456の1、寒川町石田東字越太尾甲3086の1、甲3102の1、甲3109の2、字打見甲3205の2、甲3209の4、寒川町神前字鹿谷2819の1、2892の1から2892の3まで、2894、3032の4から3032の15まで、3032の33、字脇3476の2、3505の1、3505の3、3505の4、3507の1、3507の2、3514の1、昭和字白羽乙7の1、乙7の2、乙8、乙10の17、乙10の21、乙10の24、乙10の25、造田宮西字内間甲2038の1、甲2038の3、多和楨川188の3、高松市牟礼町原字南山田2299の16から2299の21まで、2322の1、塩江町上西甲字堀山2115の1、塩江町上西乙字城原1209の25、1209の26、1209の44、1209の46、1209の163、1209の175、1209の176、塩江町安原下第2号字下切1928の6、国分寺町福家字中代甲2537（次の図に示す部分に限る。）、乙90、坂出市瀬居町字本浦270の1、316の2、317の3、318から320まで、322の3、川津町字常山2147の2、青海町字松山2639、2643（次の図に示す部分に限る。）、丸亀市広島町茂浦字西通1799、木田郡三木町大字井上字小原1597の1から1597の3まで、1682、仲多度郡まんのう町勝浦字横畑3302、3326の1、造田字上井2243、2246、2282の10、中通字名頃1156の86、1156の118（次の図に示す部分に限る。）、炭所東字遠森1の5、4の1から4の3まで、七箇字前山4503の1、4503の3、4504の1、4504の3、字辻尾4520の3、生間字裏谷441の1、追上字願袖442の1、字竹ノ尾749の1、749の61、宮田字平畑3の1・11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

字北谷1507、字東風原1362の1、1393の1、1393の4、字甫ヶ谷1424の1、1463の1、字蔵本1731、1732、1739、1743、字柳谷1788、字北日ノ裡3352、字奥弥勒3519の3、字小原1597の1から1597の3まで、1682、字上井2243、2246、2282の10、字遠森1の5、4の1から4の3まで、字裏谷441の1、字願袖442の1、字竹ノ尾749の1、749の61、字平畑3の1、11

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに東かがわ市事業部経済課、さぬき市建設経済部農林水産課、高松市産業経済部農林水産課、坂出市建設経済部産業課、丸亀市産業文化部農林水産課、三木町産業振興課及びまんのう町産業経済課に備え置いて縦覧に供する。)